佐賀大学美術館ネーミングライツに関する契約書（案）

　国立大学法人佐賀大学　学長　佛淵孝夫（以下「甲」という。）と（契約相手方の名称又は代表者名）（以下「乙」という。）は、甲が所有する佐賀大学美術館の名称に冠する愛称（以下「愛称」という。）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、佐賀大学美術館に導入するネーミングライツに関して、甲乙が互いに

協力し、創意工夫することによって、美術館のサービスを維持・向上させるとともに、佐

賀大学美術館の持続的な維持管理を行うことを目的とする。

（ネーミングライツの愛称）

第２条　甲は、乙に対して、佐賀大学美術館のネーミングライツを付与する。

２　佐賀大学美術館のネーミングライツの愛称は、次のとおりとする。

　　日本語表記　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

　　英語表記　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

３　甲は、甲の規則類、組織内部における文書における記載等、正式名称を使用する場合を

除き、前項の愛称を使用し、当該愛称の定着に最大限努力するものとする。

４　この契約の契約期間中において、乙は、原則として第２項に定める愛称を変更すること

ができない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、変更の可否に

ついて決定する。

５　乙は、佐賀大学美術館のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体

（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（契約期間及び愛称の使用期間）

第３条　本契約の契約期間及び愛称の使用期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年

　　　月　　日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、契約期間の末日までに、契約が終了した場合は、愛称の使用

についても同時に終了する。

（名称表示サイン、看板等の設置）

第４条　甲は、甲が設置した佐賀大学美術館の施設及び佐賀大学構内の名称表示サイン（以

下「サイン」という。）、看板等について、乙が第２条第２項の愛称を表示するものに変更

することを了承する。

２　前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、佐賀大学美術館の施設及び佐賀大学構

内に新たにサイン、看板等を設置することができる。

３　前２項に定めるサイン、看板等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等につ

いては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

４　第１項及び第２項に定めるサインの変更、設置は乙が実施するものとし、その費用は乙

が負担するものとする。

５　第１項及び第２項に定めるサイン、看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（サイン、看板等の管理）

第５条　サイン、看板等の修繕等、維持管理に要する費用については、甲が負担する。ただし、前条第１項及び第２項に定める変更、設置について、乙の瑕疵がある場合は、当該費用の負担方法について、甲乙協議のうえ決定するものとする。

２　甲は、公共性、公益性の高い興行を佐賀大学美術館において開催する旨の申入れがあり、当該興行の主催者から、当該興行に際して、愛称の使用休止又はサイン、看板等の隠蔽を求められた場合、甲は乙に対して、その旨を申入れ、対応方法について、甲乙協議するものとする。

　（その他の特典、付帯条件等）

第６条　甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。ただし、催し物に

よっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合がある。

（１）　甲は、本学の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力する。

（２）　甲は、乙に本学のホームページ（トップページ）にバナー広告１枠の掲載権利を付与す

る。

（３）　甲は、乙に美術館の運営に支障のない範囲で、年間１２日の優先使用権利を付与する。

（４）　甲は、乙にＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）活動等への協力として、本学教職員を

講演者として派遣する等の便宜を図るものとする。

（５）　乙は、前各号に定めるもののほか、希望する特典等（付帯条件）があれば甲に提案する

ことができる。

２　前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はできない。

（契約金額と支払）

第７条　本契約に基づく契約金額は、年　　　　　　　　　　円（取引にかかる消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

２　乙は、前項に定める対価について、甲が発行する請求書に基づき、甲の定める納入期限までに納付しなければならない。

３　乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その未納額に年５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第８条　乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の期間満了及び更新）

第９条　乙は、本契約の期間が満了する翌日から、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の６ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

２　前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。

３　第１項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第３条第１項に定める期間の末日をもって終了する。

４　前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第３条第１項に定める期間の末日までに、サイン、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、現状に回復するものとする。

（契約の解除）

第１０条　甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第３条第１項に定める契約期間中であっても、相手方に申し入れ、協議を行ったうえで、この契約を解除することができる。

（１）本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

（２）正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

（３）本契約に定める条項に違反した場合

（４）乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜

する行為を行ったとき。

２　前項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条第４項の規定を準用する。

（契約金の返還等）

第１１条　前条第１項第１号から第３号の規定に基づく甲の申入れにより、契約が解除された場合及び同条第１項第４号の規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払った契約金を返還しないものとする。

２　前条第１項第１号から第３号の規定に基づく乙の申入れにより、契約が解除された場合及び災害その他不可抗力等甲乙双方の責に帰しない事由により、本契約が終了した場合、甲は、既に支払われた契約金のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

（契約の変更）

第１２条　甲及び乙は、第３条第１項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

２　甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

（損害賠償）

第１３条　甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１４条　乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

（疑義等に関する協議）

第１５条　本契約の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　佐賀市本庄町１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人佐賀大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学　長　　佛　淵　孝　夫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○　○○○○